香芝市告示第７２号

香芝市簡易専用水道事務取扱要綱を次のように定める。

令和７年４月１日

香芝市長　三　橋　和　史

香芝市簡易専用水道事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。）第３条第７項に規定する簡易専用水道（国が設置する施設を除く。以下同じ。）の適正な管理運営を図るため、水道法、水道法施行令（昭和３２年政令第３３６号）及び水道法施行規則（昭和３２年厚生省令第４５号）に定めるもののほか、簡易専用水道に係る指導、事務処理等必要な事項を定めるものとする。

（簡易専用水道の届出）

第２条　簡易専用水道の設置者（２人以上の者が共同して当該簡易専用水道を設置している場合においてはその代表者、設置者以外に当該簡易専用水道の全部の管理について権限を有する者がいる場合においては当該権限を有する者。以下「設置者」という。）は、簡易専用水道を設置し、給水を開始しようとするときは、設置届出書（第１号様式）により市長に届け出るものとする。

２　設置者は、前項の規定による届出に係る事項に変更があったときは、速やかに変更届出書（第２号様式）により市長に届け出るものとする。この場合において、水槽の設置場所を変更するときは、設置場所見取平面図を添付しなければならない。

３　設置者は、第１項の規定により届け出た簡易専用水道を廃止するときは、速やかに廃止届出書（第３号様式）により市長に届け出るものとする。

（簡易専用水道施設台帳の作成）

第３条　市長は、前条第１項又は第２項の規定による届出があったときは、現地を確認の上、簡易専用水道施設台帳（第４号様式）を作成するものとする。

（定期検査の実施）

第４条　設置者は、管轄する保健所長又は法第３４条の２第２項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）による検査を毎年１回以上受けなければならない。

２　設置者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号。以下「ビル管理法」という。）の適用施設にあっては管轄する保健所長又は登録検査機関の長に、ビル管理法適用外施設にあっては登録検

査機関の長に、施設の維持管理に関し環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類及び検査手数料を添えて、検査を依頼するものとする。

３　登録検査機関の長は、前条第２項の規定により設置者から検査の依頼があったときは、遅滞なく検査を担当する者（昭和５３年環水第６４号水道環境部長通知に適合する者。以下「検査員」という。）を当該設置者が設置した簡易専用水道に派遣し、簡易専用水道検査票（第５号様式）により衛生状態の検査を行うものとする。この場合において、登録検査機関の長は、関係法令に定める基準に適合しない事項があるときは、設置者に対し、当該事項について速やかに対策を講じるよう助言するものとする。

４　登録検査機関の長は、前項の検査により特に衛生上問題があるとして次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、設置者に対し、速やかに対策を講じることを助言するものとする。この場合において、登録検査機関の長は、設置者に対し、直ちに当該助言を受けたことを市長に報告するよう助言するものとする。

(1) 汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合

(2) 水槽内に動物等の死骸がある場合

(3) 給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合

(4) 水槽の上部が清潔に保たれない、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合

(5) マンホール、通気管等が著しく破損する、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合

(6) その他検査員が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合

５　設置者は、登録検査機関から前項に規定する助言を受けたときは、直ちに市長にその旨を報告するものとする。

６　登録検査機関の長は、検査を終了したときは、速やかに設置者に対し、検査済証（第６号様式）を交付するものとする。

（立入検査）

第５条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は立入検査を行うものとする。

(1) 前条第５項の規定により設置者から報告があった場合

(2) 第７条第２項の規定により登録検査機関の長から受けた検査済証（第６号様式）の写しに、明白な水質汚染又はそのおそれがあると認められると判断される事項があった場合

(3) 設置者又は当該設置者が設置した簡易専用水道の利用者から、相談又は苦情等の連絡があった場合

(4) その他市長が特に必要と認める場合

２　市長は、立入検査の結果、管理基準に適合していないと認めるときは、原則として設置者に維持管理指導票（第７号様式）により、簡易専用水道の管理について改善を指導するものとする。

３　市長は、前項の規定による指導をしたときは、必要に応じ、再度立入検査を行い、指導事項の改善状況を把握するものとする。

（帳簿の備付け）

第６条　設置者は、次の各号に掲げる帳簿書類の区分に応じ、その帳簿書類を当該各号に定める期間保存するものとする。

(1) 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面　永年

(2) 受水槽その他水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図　永年

(3) 水槽の掃除の記録、水槽の掃除の記録、水槽の点検の記録、給水栓における水質検査の記録その他の簡易専用水道の管理についての記録　当該記録を作成した日から３年

２　登録検査機関の長は、検査に関する記録を整備し、当該記録を作成した日から３年間保存するものとする。

３　市長は、立入検査等に関する記録を整備し、当該記録を作成した日から５年間保存するものとする。

（報告）

第７条　設置者は、次に掲げる場合のうち第１号及び第２号に該当する場合は事故等報告書（第８号様式）により、第３号に該当する場合は対応措置完了報告書（第９号様式）により、速やかに市長に報告するものとする。

(1) 水質に関する事故が発生した場合

(2) 給水停止の措置を採った場合

(3) 維持管理指導票（第７号様式）を受理し、その対応措置が完了した場合

２　登録検査機関の長は、第４条第１項の検査の実施状況を簡易専用水道定期検査実施報告書（第１０号様式）に簡易専用水道検査票（第５号様式）及び検査済証（第６号様式）の写しを添えて、遅滞なく市長に提出するものとする。

（県との協力）

第８条　市長は、簡易専用水道の設置状況の把握及び維持管理に対する指導等について奈良県と協力するものとする。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

第１号様式（第２条関係）

設置届出書

年　　月　　日

香芝市長

住　　所
氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電 話 番 号

香芝市簡易専用水道事務取扱要綱第２条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

簡易専用水道を設置した建築物の所在地					
同上建築物の名称					
簡易専用水道設置者の住所、氏名及び電話番号			（TEL　　）		
簡易専用水道管理者の住所、氏名及び電話番号			（TEL　　）		
設置建築物	用途	構造	階数	延床面積	ビル管理法の該当
			地上　　階 地下　　階	㎡	有　・　無
受水槽	設置位置	構造	形状及び寸法	設置数	容量
	建物の内・外 地上･半地下･地下				総容量　　㎥ 有効容量　　㎥
高置水槽 圧力水槽	設置位置	構造	形状及び寸法	設置数	容量
					総容量　　㎥ 有効容量　　㎥
施設の利用状況	使用開始年月日	一日平均利用者数	一日平均使用水量	受水水道名	消毒設備
	年　月　日	人	㎥		有　・　無
備考					

第２号様式（第２条関係）

変更届出書

年　　月　　日

香芝市長

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電 話 番 号

香芝市簡易専用水道事務取扱要綱第２条第２項の規定により、次のとおり変更があったので、届け出ます。

<table>
<tr><td>建築物の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>建 築 物 の 名 称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>変 更 年 月 日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>変　更　項　目</td><td colspan="2">１.簡易専用水道設置者　　２.簡易専用水道管理者
３.建築物の名称　　４.水槽の設置場所
５.水槽の容量</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変　更　内　容</td><td>新</td><td></td></tr>
<tr><td>旧</td><td></td></tr>
</table>

備考　水槽の設置場所の変更にあっては、設置場所見取平面図を添付すること。

第３号様式（第２条関係）

廃止届出書

年　　月　　日

香芝市長

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電 話 番 号

香芝市簡易専用水道事務取扱要綱第２条第３項の規定により、次のとおり廃止したので、届け出ます。

建築物の所在地	
建築物の名称	
廃止年月日	年　　月　　日
廃止理由	

第４号様式（第３条関係）

整理番号	No.

簡易専用水道施設台帳

建築物の所在地		
建築物の名称		
簡易専用水道施設の設置者	住所及び電話番号	(TEL　　)
	氏名	
簡易専用水道施設の管理者	住所及び電話番号	(TEL　　)
	氏名	

建築物設置	用途	構造	階数	延床面積	ビル管理法の該当
			地上　階 地下　階	m²	有・無
受水槽	設置位置	構造	形状及び寸法	設置数	容量
	建物の内・外 地上･半地下･地下				総容量　m³ 有効容量　m³
圧力水槽高置水槽	設置位置	構造	形状及び寸法	設置数	容量
					総容量　m³ 有効容量　m³
施設の利用状況	使用開始年月日	一日平均利用者数	一日平均使用水量	受水水道名	消毒設備
	年　月　日	人	m³		有・無
備考					

第５号様式（第４条関係）

簡易専用水道検査票

建築物の所在地		建築物の名称	
設置者の住所		設置者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）	

検査項目				検査結果
水道法第３４条の２第２項の検査を受けているか。 受けていればその年月日（　　年　　月　　日）				有・無
施設及びその管理の状態に関する検査	1	水槽の周囲の状態	(1) 点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されている。	良・否
			(2) 水槽周辺が清潔である。	良・否
			(3) ごみ、汚物等がある。	無・有
			(4) たまり水、湧水等がある。	無・有
	2	水槽本体の状態	(1) 点検、清掃、修理等に支障のない形状である。	良・否
			(2) 亀裂、漏水箇所がある。	無・有
			(3) 開口部や接合部の隙間がある。	無・有
			(4) 水位電極部、揚水管等の接合部が固定及び防水密閉されている。	良・否
	3	水槽上部の状態	(1) 水たまりができない状態である。	良・否
			(2) ほこりその他衛生上有害なものの堆積がある。	無・有
			(3) 蓋の上部に他の設備機器等がある。	無・有
			(4) 水槽の上床盤の上部に水を汚染するおそれのある設備機器等がある。	無・有
	4	水槽内部の状態	(1) 汚泥、赤さび等の沈積物がある。	無・有
			(2) 槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離がある。	無・有
			(3) 定期的な清掃が行われている。	良・否
			(4) 外壁塗装の劣化等による光の透過がある。	無・有
			(5) 当該施設以外の配管設備がある。	無・有
			(6) 流入口と流出口が近接していない。	良・否
			(7) 水中及び水面の異常な浮遊物質がある。	無・有
	5	水槽のマンホールの状態	(1) 蓋が防水密閉型で、ほこりその他衛生上有害なものが入らない。	良・否
			(2) 点検等を行う者以外の者が容易に開閉できない。	良・否
			(3) マンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっている。	良・否
	6	水槽のオーバーフロー管の状態	(1) 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない。	良・否
			(2) 管端部の防虫網がある。	有・無
			(3) 防虫網の網目の大きさが適切である。	良・否
			(4) 管端部と排水管の流入口等とが直接連結されていない。	良・否
			(5) 管端部と排水管の流入口等の間隔は、逆流の防止に十分な距離である。	良・否
	7	水槽の通気管の状態	(1) 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない。	良・否
			(2) 管端部の防虫網がある。	有・無
			(3) 防虫網の網目の大きさが適切である。	良・否
			(4) 通気管として十分な有効断面積を有する。	良・否
	8	水槽の水抜管の状態	(1) 管端部と排水管の流入口等とが直接連結されていない。	良・否
			(2) 管端部と排水管の流入口等の間隔は、逆流の防止に十分な距離である。	良・否

（高置水槽）	9	水槽の周囲の状態	(1) 点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されている。	良・否
			(2) 水槽周辺が清潔である。	良・否
			(3) ごみ、汚物等がある。	無・有
			(4) たまり水、湧水等がある。	無・有
	10	水槽本体の状態	(1) 点検、清掃、修理等に支障のない形状である。	良・否
			(2) 亀裂、漏水箇所がある。	無・有
			(3) 開口部や接合部の隙間がある。	無・有
			(4) 水位電極部、揚水管等の接合部が固定及び防水密閉されている。	良・否
	11	水槽上部の状態	(1) 水たまりができない状態である。	良・否
			(2) ほこりその他衛生上有害なものの堆積がある。	無・有
			(3) 蓋の上部に他の設備機器等がある。	無・有
			(4) 水槽の上床盤の直接上部に水を汚染するおそれのある設備機器等がある。	無・有
	12	水槽内部の状態	(1) 汚泥、赤さび等の沈積物がある。	無・有
			(2) 槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離がある。	無・有
			(3) 定期的な清掃が行われている。	良・否
			(4) 外壁塗装の劣化等による光の透過がある。	無・有
			(5) 当該施設以外の配管設備がある。	無・有
			(6) 流入口と流出口が近接していない。	良・否
			(7) 水中及び水面の異常な浮遊物質がある。	無・有
	13	水槽のマンホールの状態	(1) 蓋が防水密閉型で、ほこりその他衛生上有害なものが入らない。	良・否
			(2) 点検等を行う者以外の者が容易に開閉できない。	良・否
			(3) マンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっている。	良・否
	14	水槽のオーバーフロー管の状態	(1) 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない。	良・否
			(2) 管端部の防虫網がある。	有・無
			(3) 防虫網の網目の大きさが適切である。	良・否
			(4) 管端部と排水管の流入口等とが直接連結されていない。	良・否
			(5) 管端部と排水管の流入口等の間隔は、逆流の防止に十分な距離である。	良・否
	15	水槽の通気管の状態	(1) 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない。	良・否
			(2) 管端部の防虫網がある。	有・無
			(3) 防虫網の網目の大きさが適切である。	良・否
			(4) 通気管として十分な有効断面積を有する。	良・否
	16	水槽の水抜管の状態	(1) 管端部と排水管の流入口等とが直接連結されていない。	良・否
			(2) 管端部と排水管の流入口等の間隔は、逆流の防止に十分な距離である。	良・否
（その他）	17	給水管等の状態	(1) 当該施設以外の配管設備と直接連結されていない。	良・否
			(2) 水を汚染する恐れのある設備の中を貫通していない。	良・否

水質検査	１８	臭　　気	(1) 異常な臭気がする。	無 ・ 有
	１９	味	(1) 異常な味がする。	無 ・ 有
	２０	色	(1) 異常な色である。	無 ・ 有
	２１	色　　度	(1) ５度以下である。	度
	２２	濁　　度	(1) ２度以下である。	度
	２３	残留塩素	(1) 検出されないこと。	ppm
書類検査	２４	書類の整理及び保存の状　　況	(1) 簡易専用水道の設備の配置及び系統の状況を明らかにした図面がある。 (2) 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図がある。 (3) 水槽の清掃の記録その他の帳簿書類の整理保存がされている。 清掃　　年　　月　　日	有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無

第６号様式（第４条、第５条関係）

年　　月　　日

様

所　在　地

名　　称

検査済証

年　　月　　日付けで提出のありました書類の検査の結果は、次のとおりです。

建築物の所在地				建築物の名称			
対象	番号	検査項目	結果	対象	番号	検査項目	結果
施設及び管理状態に関する検査（受水槽）	1	水槽の周囲の状態	良・不良		１５	水槽の通気管の状態	良・不良
	2	水槽本体の状態	良・不良		１６	水槽の水抜管の状態	良・不良
	3	水槽上部の状態	良・不良	(その他)	１７	給水管等の状態	良・不良
	4	水槽内部の状態	良・不良	水質検査	１８	臭　　気	良・不良
	5	水槽のマンホールの状態	良・不良		１９	味	良・不良
	6	水槽のオーバーフロー管の状態	良・不良		２０	色	良・不良
	7	水槽の通気管の状態	良・不良		２１	色　　度	良・不良
	8	水槽の水抜管の状態	良・不良		２２	濁　　度	良・不良
	9	水槽の周囲の状態	良・不良		２３	残留塩素	良・不良
	１０	水槽本体の状態	良・不良	書類検査	２４	書類の整理及び保存の状況	良・不良
（高置水槽）	１１	水槽上部の状態	良・不良		(ア)	簡易専用水道の系統	良・不良
	１２	水槽内部の状態	良・不良		(イ)	受水槽周囲の構造図	良・不良
	１３	水槽のマンホールの状態	良・不良		(ウ)	水槽の清掃の記録	良・不良
	１４	水槽のオーバーフロー管の状態	良・不良		(エ)	その他管理上の記録	良・不良

水槽	設置場所	材質	形状	設置数	有効容量
	建物の内・外 地上・半地下・地下				m^3

意見等	
検査年月日	年　　月　　日　　天候
検査員名	

第７号様式（第５条、第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

香芝市長　　印

維持管理指導票

次の簡易専用水道を立入検査した結果、不備が認められますので、改善してください。

建造物の所在地	
建造物の名称	
指導事項	

第８号様式（第７条関係）

事故等報告書

年　　月　　日

香芝市長

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電 話 番 号

簡易専用水道において、次の事故等が発生したので、香芝市簡易専用水道事務取扱要綱第７条第１項の規定により報告します。

建築物の名称	
発生日時及び期間	
事故又は給水停止の措置の状況	
応急措置状況	
摘　　要	

第９号様式（第７条関係）

対応措置完了報告書

年　　月　　日

香芝市長

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電 話 番 号

年　　月　　日付けで指導があったことについては、　　年　　月　　日をもって次のとおり完了しましたので、報告します。

指　導　事　項	対 応 措 置 内 容

第１０号様式（第７条関係）

簡易専用水道定期検査実施報告書

年　　月　　日

住　　所
氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

水道法第３４条の３の規定により行った定期検査の結果状況は、次のとおりです。

①V：水槽の有効容量（㎥）	②今月実施件数	③　②の設置主体別内訳			④指摘施設件数	⑤　不　適　合　施　設　の　内　訳　別　件　数																						
		県	市	民間		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
10＜V≦20																													
20＜V≦40																													
40＜V≦60																													
60＜V≦80																													
80＜V≦100																													
100＜V																													
容量不明																													
計																													

受水槽								高置水槽								給水管等の状態	水質検査						書類の整理及び保存の状態
水槽の周囲の状態	水槽本体の状態	水槽上部の状態	水槽内部の状態	水槽のマンホールの状態	水槽のオーバーフロー管の状態	水槽の通気管の状態	水槽の水抜管の状態	水槽の周囲の状態	水槽本体の状態	水槽上部の状態	水槽内部の状態	水槽のマンホールの状態	水槽のオーバーフロー管の状態	水槽の通気管の状態	水槽の水抜管の状態		臭気	味	色	色度	濁度	残留塩素	